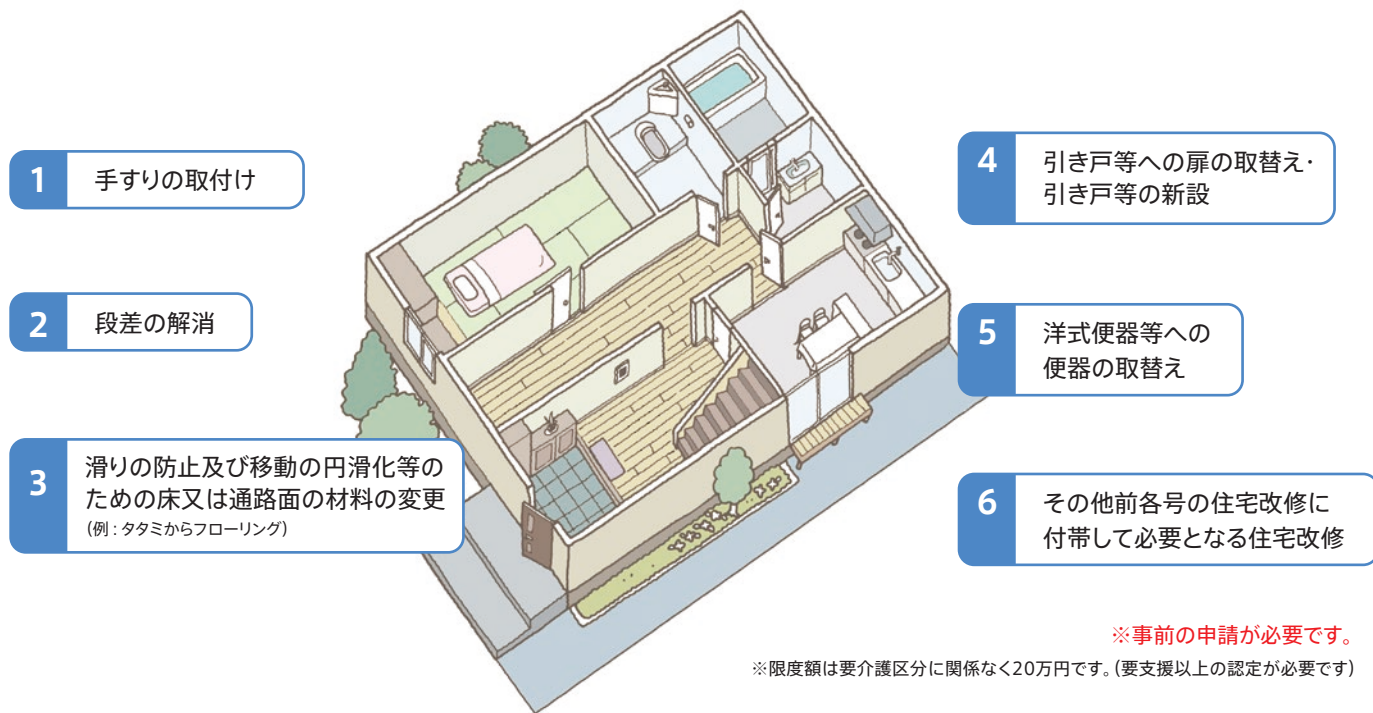


# 住宅改修サービスについて

介護  
住宅改修

## 住宅改修費支給

20万円以内で購入費の9割の返金を受けることができます。



## 住宅改修サービス

要支援の方から要介護の方まで、1人あたり「20万円まで」のサービスを1割の自己負担で受けられます。\*

対象 要支援、要介護者

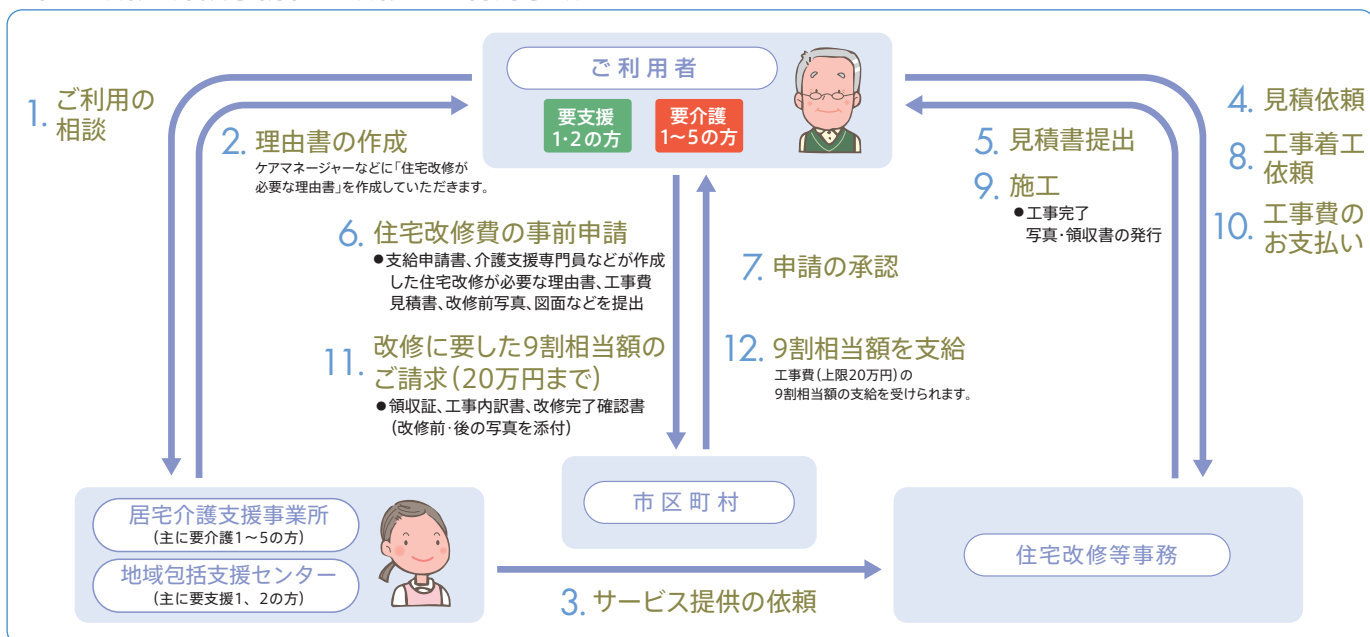
限度額 20万円(保険給付18万円、自己負担額2万円)

※住宅改修に要した費用が20万円を超えた場合は、その超過分は全額自己負担となります。また、要介護等状態区分が3段階以上上がった場合や(3段階リセット)、転居した場合は(転居リセット)、再度20万円まで利用可能となります。

## 介護保険が適用される介護予防住宅改修・住宅改修の種類

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え・引き戸などの新設
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ その他、前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## ●住宅改修・介護予防住宅改修のご利用手順



※各市区町村により多少異なる場合があります。詳細はおたずねください。

※平成30年4月の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成30年8月1日から一定以上の所得のある場合、自己負担が2割又は3割となりました。詳しくは、市町村にご確認ください。